

陸上自衛隊服務規則を次のとおり定める。

昭和34年9月12日

防衛庁長官 赤城 宗徳

陸上自衛隊服務規則

改正	昭和35年1月11日隊訓第7号	昭和36年5月25日庁訓第28号
	昭和36年10月13日隊訓第21号	昭和37年3月22日隊訓第3号
	昭和40年3月26日庁訓第18号	昭和45年6月18日庁訓第26号
	昭和55年12月5日庁訓第40号	昭和57年4月30日庁訓第19号
	平成4年4月21日庁訓第42号	平成6年9月1日庁訓第45号
	平成10年3月25日庁訓第12号	平成11年3月29日隊訓第9号
	平成13年11月2日庁訓第76号	平成17年2月25日隊訓第6号
	平成19年1月5日庁訓第1号	平成19年3月27日省訓第10号
	平成22年6月30日省訓第29号	

目次

第1章	総則（第1条—第8条）
第2章	部隊長等の服務指導（第9条—第14条）
第3章	命令、服従、報告及び通報（第15条—第20条）
第4章	環境の整理（第21条—第24条）
第5章	施設及び物品の取扱（第25条—第28条）
第6章	日課、休暇及び外出（第29条—第35条）
第7章	営内生活（第36条—第39条）
第8章	苦情（第40条・第41条）
第9章	特別勤務
第1節	通則（第42条—第45条）
第2節	当直勤務（第46条—第53条）
第3節	警衛勤務（第54条—第63条）
第4節	営外巡察勤務（第64条—第67条）
第5節	その他の特別勤務（第68条—第70条）
第10章	健康管理（第71条・第72条）
第11章	安全管理（第73条—第75条）
第12章	非常の場合（第76条—第78条）
第13章	自衛官候補生への準用（第79条）
第14章	雑則（第80条—第83条）
附則	

第1章 総則

（総則）

第1条 陸上自衛隊（自衛隊情報保全隊及び陸上幕僚長の監督を受ける共同の機関を含む。第3条において同じ。）における営内服務その他自衛官の服務に関しては、別に定めるもののほか、この訓令の定めるところによるものとする。

（用語の意義）

第2条 この訓令において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「営内服務」とは、駐屯地内（以下「営内」という。）における自衛官の勤務及び居住に関する服務をいう。
- (2) 「営内生活」とは、営内における居住をいう。
- (3) 「連隊（長）等」とは、連隊（長）、群（長）及び防衛大臣、方面總監、師団長、旅団長又は団長の直轄する大隊（長）並びにこれらに準ずる部隊（長）をいう。
- (4) 「大隊（長）等」とは、前号の大隊（長）を除く大隊（長）及びこれに準ずる部隊（長）をいう。
- (5) 「中隊（長）等」とは、中隊（長）及びこれに準ずる部隊（長）をいう。
- (6) 「部隊（長）」とは、前3号に掲げる部隊（長）をいう。
- (7) 「上官」とは、指揮系統（特定事項に関する指揮系統を含む。）上、上位にある者をいう。

（営内服務の趣旨）

第3条 自衛官は、営内服務が陸上自衛隊の任務遂行に至大な影響を与えることにかんがみ、次の各号に掲げる趣旨を達成するように努めなければならない。

- (1) 自衛官としての使命を自覚し、有事の際直ちに任務につくことができるよう常に物心両面の準備を整えること。
- (2) 自衛官として必要な徳操を養い、特に自律心を養成し、公德心を養うとともに団結を固くし、規律を維持し、かつ、士気をたかめ部隊活動の基礎を確立すること。
- (3) 部隊内に情愛に富み、明朗な生活環境を築くこと。

（営内服務の指導）

第4条 営内服務の指導にあつては、特に自律心の養成及び勤務と営内生活との調和に慎重な考慮を払うとともに、いたずらに手段形式にとらわれ、目的精神を逸することがないように心がけなければならない。

（幹部、准陸尉、陸曹及び陸士の心構え）

第5条 幹部は、部隊の骨幹をなすものであるからその重責を自覚し、使命に対する強い信念を養い、徳操をみがき識見及び技能の向上を図り、体力及び気力を充実し、部下と苦楽をともにし常に率先垂範に努めるとともに、部下の人格を尊重し、部下をして積極的にその服務に精進させなければならない。

2 准陸尉は、特に慣熟した隊務経験をもつて、中隊長等を補佐し陸曹以下を指導するものであるから、その職責を自覚し、徳操をみがき識見及び技能の向上を図り、陸曹以下の範となるように努めるとともに、隊員相互の親和及び上下意志の疎通を図り、陸曹以下をして積極的にその服務に精通させなければならない。

3 陸曹は、直接陸士の指導にあたるものであるから、その言動が陸士に及ぼす影響の大きいことを認識し、自ら技能を練磨し、行状を慎み、服装態度を正しくし、率先きゆう行に努めるとともに陸士と生活をともにし、懇切公平慈愛心をもつてこれを善導しなければならない。

4 陸士は、深くその使命を自覚し、上官を信頼してその指導に従い、よく規律を守り、常に強健な身体を養い、相互に人格を尊重し、誠実に職務の遂行に努めなければならない。

（容儀等）

第6条 自衛官は態度を厳正にし、言語を明快にして、身だしなみに注意するとともに、礼儀を重んじなければならない。

(秘密保全)

第7条 自衛官は、常に秘密の保全意識を高め、言動を慎み、自衛隊の秘密が漏れないようにしなければならない。

(呼称)

第8条 自衛官を呼称するには、通常その者の姓の後に階級の略称（1等陸佐を「1佐」、陸士長を「士長」とするの例による。）をつけ、又はその者の職名のみを用いて呼称するのを例とする。ただし、幹部候補生若しくは陸曹候補生又は自衛隊生徒に対しては、それぞれの者の姓の後に「候補生」又は「生徒」をつけて呼称するのを例とする。

第2章 部隊長等の服務指導

(部隊長)

第9条 部隊長は、常に部下の服務を指導監督し、団結を強固にし、規律厳正、かつ、士気おう盛な部隊を育成し、精到な教育訓練と相まって、事にあつては機を失することなく全能力を発揮することができるようにしなければならない。

(連隊長等及び大隊長等)

第10条 連隊長等は、営内服務を通じ、部下特に幹部を教導して、連隊等の団結の強化を図らなければならない。

2 大隊長等は、連隊長等の旨を受け、連隊等の団結に寄与するように、中隊等の営内服務を指導しなければならない。

(中隊長等)

第11条 中隊長等は、営内服務にあつては、部下と真に一体となつて率先垂範に努め、隊員相互の親和を助長し、もつて中隊長等を核心として強固に団結した中隊等をつくり上げなければならない。

2 中隊長等は、中隊等における業務を適宜に区分し、中隊等に勤務する適任の幹部、准陸尉及び陸曹にそれぞれ係幹部としてこれを分担させ、中隊長等を補佐させるものとする。

(中隊等における係幹部)

第12条 中隊等における係幹部は、中隊長等の命を受け、分担させられた業務区分に応じ、その業務の実施につき係陸曹陸士及び営内班長を指導監督する。

(営内班)

第13条 中隊長等は、営内生活に関する服務を適切にするため、中隊等を数個の営内班に分け、陸曹（営内に居住する陸曹とする。）及び陸士を分属させ、班内の先任の陸曹に営内班長を命ずるものとする。

2 営内班長は、中隊長等の命を受け、営内生活に関し班員の服務を指導し、及び係幹部の指示を受け、所定の業務の実施につき班員を監督する。

(駐屯地司令等)

第14条 駐屯地司令は、駐屯部隊の営内服務を厳正にし、かつ、営内生活が快適に行われるよう努めなければならない。

2 駐屯地業務隊長（駐屯地業務隊を置かない駐屯地にあつては、駐屯地業務を担当する部隊長。以下同じ。）は、駐屯地業務を行なうにあつては公正を旨とし、特に営内生活が快適に行われるように努めなければならない。

第3章 命令、服従、報告及び通報

(命令)

第15条 発令者は、いかなる場合においても法令及び上官の命令に反する命令を発し、又は自己の権限外にある事項を命令してはならない。

2 発令者は、その命令の実行によつて生じた結果に対して責任を負う。

- 3 発令者は、よく状況の推移を判断し、命令の作成及び伝達の方法を適切にし、正確迅速にこれを徹底させなければならない。
- 4 発令者は、命令の伝達及び実行を確認しなければならない。
- 5 下達された命令を状況に適応して、迅速確実に指揮下部隊に徹底させることは、各級指揮官の責任とする。
- 6 受令者は、適時命令の実行状況に関し、発令者に報告しなければならない。
(系統)

第16条 命令は、指揮の系統に従い、順序を経て行なうものとする。ただし、状況が急を要する等やむを得ない場合は、指揮系統上直接下級の指揮官をこえて、更に下級の指揮官に伝達することができる。この場合、命令を行つた者は、以後すみやかに指揮系統上直接下級の指揮官にこの命令を伝達しなければならない。
(服従)

第17条 上官の職務上の命令は、忠実に守り、直ちに実行しなければならない。
2 命令の内容に不明の点がある場合には、直ちにこれを聞きただし、その実行に誤りがないようにしなければならない。
(臨機の措置)

第18条 命令者の予測しえなかつた事情が発生したため、命令の実行が不可能となるか、又は明らかに発令者の意図に反する場合で、かつ、あらゆる手段を尽しても新たな命令を受ける時間的余裕がない場合には、受令者は、発令者の意図を明察し、大局を判断して自己の責任において臨機の措置を講じなければならない。この場合、自己のとつた措置については、すみやかに発令者に報告しなければならない。
(報告及び通報)

第19条 報告及び通報は、事の緩急軽重を考慮して適切に行ない、いたずらに形式にこだわつて時期を失してはならない。
2 報告の系統については、第16条に定めるところに準ずる。
(意見具申)

第20条 自衛官は、隊務の向上改善に役だつと信ずる事項については、誠意をもつて積極的に上官に意見を具申しなければならない。
2 意見を具申するにあつては、順序を経てこれを行い、秩序をみだすようなことがあつてはならない。
3 自衛官は、上官がその具申した意見と異なる決定を行つた場合においても、いさぎよくこれに服従し、専心上官の意図を達成することに努めなければならない。

第4章 環境の整理

(環境整備の趣旨)

第21条 営内においては、常に不時の事態に即応し、かつ、衛生状態を良好にし、清新な気分をもつて服務することができるよう、環境を整理し、清潔整とんの保持に努めるものとする。
(施設の割り当て及び使用)

第22条 駐屯地業務隊長は、駐屯地司令の指揮監督を受け、営内の施設を駐屯部隊ごとに割り当て、かつ、駐屯地共用の施設の使用区分を定める。
2 部隊長は、割り当てられた施設の使用区分を定める。
(施設の清潔整とん及び維持)

第23条 駐屯地司令は、駐屯地司令及び駐屯地業務隊等に関する訓令（昭和34年陸上自衛隊訓令第44号）に定めるその職務を行なうため、必要な限度で駐

屯部隊の行なう施設の清潔整頓について監督するものとする。

- 2 駐屯地業務隊長は、自ら施設の維持及び補修を行なうほか、必要な規定を定めて駐屯部隊の行なう施設の維持及び補修を律する。
- 3 部隊長は、割り当てられた施設の清潔整頓のほか、その維持及び補修で軽易なものに関しその責めに任ずる。

(環境の改善)

第24条 駐屯地司令は、駐屯地業務隊長を指揮監督して、営内における環境の改善を促進しなければならない。

- 2 駐屯地業務隊長は、法令、訓令その他の定めに従い、自ら営内の環境を明朗にするため必要な措置を講ずるとともに、必要な規定を定めて駐屯部隊の行なう環境の改善のための措置を律する。
- 3 部隊長は、自衛官の営内生活に潤いを与えるよう環境の改善を図るものとし、駐屯地業務隊長の定めるところに従い、営内に厚生、体育等の施設を設け、また、樹木、草花等を植えることができる。

第5章 施設及び物品の取扱

(施設の保全)

第25条 自衛官は、施設の保全については細心の注意を払わなければならない。

- 2 自衛官は施設を損傷したときは、直ちに順序を経て中隊長等に報告しなければならない。

(物品の取扱)

第26条 自衛官は、自衛隊の管理に属する物品を大切に取り扱い、常にその保存整備を良好にするとともに、許可なくこれを改造し、又は私用に供してはならない。

- 2 自衛官は、前項の物品をみだりに駐屯地外（以下「営外」という。）に持ち出してはならない。
- 3 第1項に掲げる物品の営外への持出しについては、陸上幕僚長の定めるところによる。

(私物品の亡失又は拾得)

第27条 自衛官は、営内において金銭又は前条第1項に掲げる物品以外の物品を亡失し、又は拾得したときは、直ちに順序を経て中隊長等に届け出るものとし、届出を受けた中隊長等は、駐屯地司令の定めるところにより、すみやかに所要の処置を講じなければならない。

(私物品の取扱)

第28条 営内において所持する私物品は、必要最少限のものとし、かつ、ぜいたくなものを避けなければならない。

- 2 連隊長等は、規律保持上適当でないと思われる私物品の所持を制限し、若しくは禁止し、又は盗難予防のため必要がある場合には、貴重品についてその所持を届け出させ、又は、保管のため必要な措置を講ずることができる。

第6章 日課、休暇及び外出

(日課)

第29条 自衛官は、特に許可され又は命ぜられた場合を除き、課業開始時刻に勤務を開始し、課業終了時刻に勤務を終了するものとする。

第30条 営内に居住する陸曹及び陸士は、特に許可され又は命ぜられた場合を除き、朝は起床時刻に起床し、日朝点呼を受けるものとし、夜は日夕点呼を受け、消燈時刻に消燈し、就床するものとする。

(時間の厳守)

第31条 自衛官は、日課その他に定められた時間は常に厳守しなければならない

い。

(外出)

第32条 営内に居住する陸曹及び陸士は、陸上幕僚長が指定する外出許可権者(以下「許可権者」という。)の許可を得て外出することができる。

(外出の許可)

第33条 許可権者は、陸上幕僚長が定める外出を許可し得る人員数の基準及び勤務その他の事情が許す範囲内において、努めて適正公平に外出を許可するものとする。

2 外出の開始時刻及び帰隊時刻は、次表のとおりとする。

区 分	開始時刻	帰隊時刻
勤 務 日	その日の課業終了の時刻	その日の日夕点呼の時刻
休 養 日 及 び 休 日	8時	その日の日夕点呼の時刻
代休日等(自衛隊法施行規則(昭和29年総理府令第40号)第43条第3項の規定による休養の日及び同規則第45条の2第1項の規定により指定された代休日をいう。以下同じ。)	許可権者がその都度定める時刻	

3 駐屯地司令及び許可権者は、特殊の事情により必要と認めるときは、前項に規定する勤務日、休養日又は休日における外出開始時刻又は帰隊時刻を、勤務に支障がなく、かつ、帰隊時刻が開始時刻の翌日とならない範囲において変更することができる。また、駐屯地司令(許可権者の上級の部隊長を含む。)は、特殊の事情により必要と認めるときは、許可権者が定める代休日等における外出の開始時刻又は帰隊時刻について所要の統制を行なうことができる。

4 許可権者は、特別の事情のある者に対しては、前2項の規定にかかわらず、課業終了の時刻から次の課業開始の時刻までの間において特別の外出を許可することができる。

(外出地域の制限)

第34条 駐屯地司令は、駐屯地の警備又は規律維持上必要があるときは、その必要な限度で外出の地域を制限することができる。

2 連隊長等は、常時勤務態勢の義務を遵守させるに必要な限度内で外出の地域を制限することができる。

(休暇又は外出時の心得)

第35条 自衛官は、休暇又は外出の場合には、特に自衛官としての品位を保持しなければならない。

2 自衛官は、休暇又は外出中、第12章に定める非常の場合が発生し又は非常呼集が行われていることを知った場合は、やむを得ない理由のある者を除き、直ちに帰隊しなければならない。

3 自衛官は、休暇又は外出中、やむを得ない理由により帰隊時刻に遅れることが予想される場合は、部隊長等(不在時は当直勤務者)にすみやかに報告しなければならない。

第7章 営内生活

(営内生活にあたっての心構え)

第36条 自衛官は、営内生活にあたっては、各自の良識と良心に基づき自ら律することを本旨とし、この間において人格の修養及び教養の向上特に自衛官として必要な資質のかん養に努め、勤務と相まって自衛隊本来の使命を完遂

するための素地を修練しなければならない。

2 自衛官は、営内にある者すべてが快適な生活を送りうるよう、公衆道徳を重んじ、他に迷惑を及ぼすような言動は厳に慎まなければならない。

3 自衛官は、営内において休息するときも、放縦に陥り、又は節度を失つてはならない。

(営内生活指導上の留意事項)

第37条 部隊長は、営内生活の指導にあつては、自衛官の個人の生活を尊重し、その自律心を助長するように努めなければならない。

2 部隊長は、自衛官が自ら教養、趣味等の向上を図り、社会の一員として人格を修練することができるように、その活動を助長しなければならない。

(個人指導)

第38条 中隊長等は、自衛官の身上をは握し、長所を伸ばし、短所を正し、人格の完成を図るよう、その個性に応じ適切な指導を行なわなければならない。

(私的な悩み)

第39条 上官特に中隊長等並びに中隊長等の幹部、准陸尉、付准尉(中隊長付准尉、隊付准尉、本部付准尉及び小隊長付准尉を含む。)の職にある者及び営内班長は、自衛官の個人の実情、なかんずくその希望と悩みを明察し、その希望に対しては絶えずこれを達成するように励まし、その悩みに対しては懇切に解決を助けて自衛官がひとりこれに苦しむことがないように善導し、特に事故を起こした自衛官に対しては事後の指導に遺憾のないようにし、もつて自衛官が明朗積極的に勤務に専念することができるように心がけなければならない。

第8章 苦情

(苦情等の申立)

第40条 自衛官は、隊務に関し、不当若しくは不法な取扱を受け、又は著しく不便若しくは不利な状態にあると認めるときは、陸上幕僚長の定めるところにより、上官に苦情を申し立てその是正を求めることができる。

2 自衛官は、一身上の事情が隊務の遂行に支障となつている場合、又は自己に対する他の隊員の取扱が不条理であると考える場合には、その旨を上官に申し述べることができる。この場合において、当該上官がこれを聴取せず、又は当該上官の措置が不十分であつたときは、更に上位の上官にこれを申し述べることができる。

(苦情等の処理)

第41条 上官は、自衛官が明朗積極的に勤務に専念することができるよう進んで部下の苦情等をは握し、これを解決することに努めなければならない。

2 上官は、前条の規定による苦情の申立等を受けた場合には、遅滞なく必要な措置を行い、又は解決を図らなければならない。

3 苦情の申立等をした自衛官に対しては、苦情の申立等をしたことを理由として不利益な取扱をしてはならない。

第9章 特別勤務

第1節 通則

(区分)

第42条 規律の維持、警戒その他特別の必要のため、駐屯地及び部隊ごとに特別勤務を設ける。

2 特別勤務は、当直勤務、警衛勤務、営外巡察勤務及びその他の特別勤務とする。

3 駐屯地ごとに設ける特別勤務は、駐屯地当直勤務、警衛勤務、営外巡察勤

務及びその他の特別勤務とし、部隊ごとに設ける特別勤務は、部隊当直勤務及びその他の特別勤務とする。

4 特別勤務は、特に定めるものを除き、必要最小限の人員をもつて、その目的を達成するよう配慮しなければならない。

(特別勤務者の心構え)

第43条 特別勤務につく者(以下「特別勤務者」という。)は、その勤務が重要であることを認識し、誠実かつ積極的に勤務しなければならない。

(特別勤務者の指示)

第44条 自衛官は、特別勤務者の勤務上発する指示に対しては、すべてこれに従わなければならない。

(幹部候補生等)

第45条 幹部候補生(幹部勤務を命ぜられた者を除く。)には幹部としての特別勤務上の責任を、また、新隊員後期訓練未了の新隊員及び自衛隊生徒には、特別勤務上の責任を負担させてはならない。

第2節 当直勤務

(任務)

第46条 当直勤務者は、規律の維持、火災盗難の予防及び当直勤務を命じた駐屯地司令又は部隊長が特に命じた事項を行なう。

2 当直勤務者は、通常の勤務時間外において前項の業務以外の業務の処理を必要とする場合において、当該業務の主任者が不在であるときは、軽易なものに限り自らその処理に任ずる。これ以外のもので急ぎ処置を要するものがあるときは、業務の内容に応じ当直勤務上の直上上官又は当直勤務を命じた部隊長等の命令又は指示を受けなければならない。

(区分等)

第47条 当直勤務の区分、当直勤務を設ける部隊、当直勤務を命ずる者及び勤務者の基準は、次の表に掲げるとおりとする。

当直勤務の区分	設ける部隊	当直勤務を命ずる者	勤務者	
駐屯地当直勤務	駐屯部隊	駐屯地司令	駐屯地当直司令	3等陸佐又は1等陸尉
			駐屯地当直副官	陸曹長、1等陸曹又は2等陸曹
			駐屯地当直伝令	陸士
部隊当直勤務	連隊等及び屯大隊	当該当直勤務を設ける部隊の当該当直勤務を命ずる者の長	部隊当直司令	1等陸尉又は2等陸尉
			部隊当直副官	2等陸曹又は3等陸曹
	中隊等		当直幹部	陸尉、准陸尉、陸曹長又は1等陸曹
			当直陸曹	2等陸曹又は3等陸曹
			当直士長	陸士長
	駐屯地業務隊等		当直衛生陸曹	医務室に勤務する衛生科陸曹
			当直衛生陸士	医務室に勤務する衛生科陸士

2 当直勤務の編成は、陸上幕僚長の定めるところによる。

(腕章)

第48条 当直勤務者は、別紙第1の様式による当直勤務腕章を着用しなければならない。

(勤務期間)

第49条 当直勤務は、1週間交代とする。ただし、駐屯地司令は、駐屯地又は部隊の状況に応じ必要と認めるときは、その期間を変更することができる。

2 当直勤務者は、その日の課業終了の時刻から次の課業開始の時刻までの間勤務するものとする。ただし、駐屯地司令又は連隊長等は、特に必要があると認めるときは、当直勤務者に課業時間内においても当直勤務の全部又は一部について勤務を命ずることができる。

(定位)

第50条 当直勤務者は、すべて営内に宿直し、勤務中は正当な理由がない限り、駐屯地司令又は部隊長の定める場所に位置しなければならない。

(駐屯地当直司令等)

第51条 駐屯地当直司令は、駐屯地司令の命を受け、駐屯地当直勤務者を指揮し、かつ、駐屯地司令の職務とされている業務について部隊当直勤務者を指揮する。

2 部隊当直指令は、当該部隊の長の命を受け、かつ、駐屯地当直司令の指揮を受けて、当該部隊の当直勤務者を指揮する。

3 当直幹部は、部隊当直司令の指揮を受け、当該中隊等の当直勤務者を指揮する。

(当直勤務者)

第52条 当直勤務者の職務及び勤務要領等については、この訓令に定めるもののほか陸上幕僚長が定める。

(当直医官)

第53条 前各条に定めるもののほか、急病者の診療その他所要の衛生業務のため、陸上幕僚長の定めるところにより、駐屯地に当直医官を置くことができる。

第3節 警衛勤務

(任務)

第54条 警衛勤務者は、主として駐屯地の警戒及び営門出入者の監視に任じ、あわせて営内における規律の維持、秘密保全、火災予防及び災害防止にあたる。

(警衛勤務者)

第55条 警衛勤務を命ずる者及び勤務者の基準は、次の表に掲げるとおりとする。

警衛勤務を命ずる者	勤務者		備考
駐屯地司令	警衛司令	2等陸曹 必要に応じ、1等陸曹、陸曹長、准陸尉又は陸尉	
	警衛副司令	2等陸曹又は3等陸曹	必要に応じ設ける。
	営舎係	3等陸曹又は陸士長	
	歩哨係		
歩哨			

ら	つ	ぱ	手
操	縦	手	

陸 士

必要に応じ設ける。

2 警衛勤務の編成は、陸上幕僚長の定めるところにより駐屯地司令が定める。
(武器及び弾薬)

第56条 警衛勤務者には、通常小銃を、必要に応じ車両、通信機等を装備するものとする。

2 駐屯地司令は、陸上幕僚長の定めるところにより警衛所に自衛隊法（昭和29年法律第165号）第95条に定める武器等の防護又は同法第95条の2に定める施設の警護のため必要と認める弾薬を備え付けるものとする。

3 弾薬庫の歩哨には弾薬を携行させるものとする。また、駐屯地司令は自衛隊法第95条に定める武器等の防護又は同法第95条の2に定める施設の警護のため特に必要と認めるときは、弾薬庫の歩哨以外の歩哨にも弾薬を携行させることができる。

4 歩哨は、前項の規定により弾薬を携行した場合においても、自衛隊法第95条又は第95条の2に規定する事態が予測されるときのほか、装てんを行なつてはならない。

5 駐屯地司令は、警衛勤務者が武器を使用した場合は、すみやかに順序を経て、防衛大臣に報告しなければならない。

(勤務時間)

第57条 警衛勤務者は、24時間勤務とする。ただし、駐屯地司令は、必要と認めるときには、これを変更することができる。

(定位)

第58条 警衛勤務者は、特に駐屯地司令が定めた場合のほか、警衛司令の許可なく駐屯地司令の定める場所を離れてはならない。

第59条 警衛勤務者は、駐屯地司令の定めるところに従い、仮眠をすることができる。

(警衛司令等)

第60条 警衛司令は、駐屯地司令又は駐屯地当直司令の命を受け、警務勤務者を指揮する。

2 警衛勤務者の職務及び勤務要領等については、この訓令に定めるもののほか陸上幕僚長が定める。

(営門の開閉)

第61条 営門は、駐屯地司令の定める時刻に開閉する。

(営門出入の取扱)

第62条 警衛勤務者は、次の各号に掲げる者に対してはそれぞれ当該各号に掲げるところにより応接するものとし、その応接は懇切ていねいでなければならない。

(1) 面会人については、面会簿に必要な事項を記入し、面会証を発行し、被面会人の所属中隊等に通報し、幹部及び准陸尉に対する面会人はその指示する場所に、陸曹及び陸士に対する面会人は面会所に案内する。

(2) 業務のため入門を求める者については、面会簿に必要な事項を記入し、面会証を発行し、それぞれの係等に連絡する。ただし、駐屯地司令の発行した入門許可証を所持している者については、この限りでない。

(3) 営内参観、記事取材等のため来隊した者については、駐屯部隊の係に連絡し、その指示を受ける。

2 警衛勤務者は、前項各号に掲げる者及び次の各号に掲げる者のほか営門を出入させてはならない。

- (1) 教育訓練、作業等のため指揮者に引率された部隊
- (2) 幹部及び准陸尉（私服の場合は身分証明書を所持する者）並びにそれらの随従者
- (3) 営外居住の証明書を所持する陸曹及び陸士
- (4) 営内に居住する陸曹及び陸士で外出の証明書、休暇付与証、公用のため営外に出ることを命じた旨の証明書又は移動等の場合は個別命令とともに身分証明書を所持するもの
- (5) 営外巡察隊員
- (6) 警務腕章を着用し、又は捜査のため所定の証明書を所持する警務隊員
- (7) 所定の車両運行に関する指令書を所持する操縦手及び助手
- (8) 自衛隊法第69条の2第2項及び第3項（同法第75条の8において準用する場合を含む。）の規定に基づき制服を着用した幹部及び准陸尉の階級を指定されている予備自衛官及び即応予備自衛官
- (9) 前各号に掲げる者以外の者で防衛省の職員（防衛省共済組合の専従職員を含む。）である記章を着用するもの又は身分証明書を所持する自衛官以外の隊員
- (10) 駐屯地司令が業務のため必要と認めて発行した入門許可証を所持する者
- (11) 郵便電信集配人
- (12) その他駐屯地司令の特に指定した者

3 営門を出入する車両及び隊員に対して特別の必要があるときは、積載又は所持している物品等について点検を行なうことができる。

4 本条に定めるもののほか、表門、その他の営門の出入について必要な事項は、駐屯地司令が定める。

（不法立入者）

第63条 警衛勤務者は、不法に営内に立ち入る者がある場合においては、これを退去させなければならない。

第4節 営外巡察勤務

（任務）

第64条 営外巡察勤務者は、駐屯地の外を巡回し、営外にある隊員の規律を正し、非違を戒め、その品位を保たせ、また、病気その他の救護を要する隊員を保護するとともに、駐屯地司令が特に命じた事項を行なう。

（営外巡察勤務者）

第65条 営外巡察勤務を命ずる者及び勤務者の基準は、次の表に掲げるとおりとする。この場合、巡察隊長には当直幹部を充てることができる。

営外巡察勤務を命ずる者	勤務者	
駐 屯 地 司 令	巡 察 隊 長	陸 尉 又 は 准 陸 尉
	巡 察 隊 員	陸 曹 又 は 陸 士

2 営外巡察勤務の編成は、陸上幕僚長の定めるところにより駐屯地司令が定める。

（腕章及び武器）

第66条 営外巡察勤務者は、営外巡察勤務に勤務する間、別紙第2の様式による営外巡察腕章を着用しなければならない。

2 営外巡察勤務者は、武器を携行してはならない。

（巡察隊長等）

第67条 巡察隊長は、駐屯地司令又は駐屯地当直司令の命を受けて、営外巡察

勤務者を指揮する。

- 2 巡察隊員の職務及び勤務要領等については、この訓令に定めるもののほか陸上幕僚長が定める。

第5節 その他の特別勤務

(その他の特別勤務)

- 第68条 その他の特別勤務は、不寝番、伝令、患者看護その他これらに準じて特に必要とされる勤務とする。

(不寝番)

- 第69条 部隊ごとに、陸上幕僚長の定めるところにより、不寝番を置く。

- 2 不寝番は、部隊長の定めるところにより、部隊の隊舎内を警戒し、火災盗難を予防し、及び衛生に注意する。

- 3 不寝番の勤務要領等に関しては、陸上幕僚長が定める。

(伝令等)

- 第70条 伝令、患者看護その他の勤務は、陸上幕僚長の定めるところにより、駐屯地又は部隊ごとに置く。

第10章 健康管理

(部隊長)

- 第71条 部隊長は、自衛官の健康の増進及び体力の向上を図るため、教育訓練その他の隊務の計画及び実施にあたっては、常に健康管理に留意するとともに、営内生活における健康管理に関する計画を樹立し、その実施を指導監督しなければならない。

- 2 部隊長は、衛生に関する教育を行ない、自衛官の衛生思想を向上させるとともに、その衛生状態をは握し、衛生に関する指導を行なわなければならない。

(駐屯地司令等)

- 第72条 駐屯地司令は、駐屯地における防疫（予防接種を含む。）についてその責めに任ずるとともに、駐屯地業務隊長の行なう給養、保健衛生及び医療等に関する計画について監督し、健康管理上必要があると認める場合は、第34条に規定する措置を講ずるほか、飲食物の営内への持ち込みにつき禁止又は制限を行なう等所要の措置を講ずるものとする。

- 2 駐屯地業務隊長は、給養、保健衛生及び医療等の実施にあたっては、駐屯部隊の教育訓練その他の隊務実施との調整を図り、自衛官の健康及び体力の増進に寄与するように努めなければならない。

第11章 安全管理

(部隊長)

- 第73条 部隊長は、災害を未然に防止し、人命並びに施設及び物品を保全するため、教育訓練その他の隊務の計画及び実施にあたっては、常に安全管理に留意するとともに、営内生活における安全管理に関する計画を樹立し、その実施を指導監督しなければならない。

- 2 部隊長は、安全に関する教育を行ない、自衛官の安全意識を向上させるとともに、検査等を実施して安全管理の状態をは握し、所要の措置を講じなければならない。

(駐屯地司令)

- 第74条 駐屯地司令は、営内の施設及び物品について安全管理の責に任ずるとともに、駐屯地における安全管理のために必要な規制を行ない、その実施を監督しなければならない。

(消防隊)

第75条 駐屯地司令は、駐屯地における消防に従事させるため、駐屯地消防隊を編成する。

2 駐屯地消防隊の編成その他駐屯地消防隊に関し必要な事項は、陸上幕僚長が定める。

第12章 非常の場合

(駐屯地司令及び部隊長)

第76条 駐屯地司令及び部隊長は、各種の非常の場合(駐屯地及びその近傍において、天災地変その他の災害又は駐屯地の警備又は隊員の規律維持上重大な事態が発生し、又はそのおそれがある場合をいう。以下同じ。)に応ずる計画を樹立し、その準備を周到にしておかなければならない。

(非常呼集)

第77条 非常の場合その他の場合で非常呼集を要するときは、駐屯地司令又は現場に所在する幹部は、非常呼集の号音を吹奏させるものとする。ただし、必要がある場合には号音を吹奏しないで非常呼集を行なうことができる。

2 非常呼集の場合には、各本部及び中隊等は、直ちに命令受領者を駐屯地司令又は指揮系統上上級の部隊長に差し出すとともにすみやかに所定の集合場所に集合しなければならない。

第78条 自衛官は、非常の場合に際して、上官の指揮を受けるいとまのないときは、現場にある上級者の統制のもとに適切な処置を講じ、沈着果敢に行動しなければならない。この場合においては、事後すみやかに上官にその状況を報告しなければならない。

第13章 自衛官候補生への準用

第79条 第1章、第17条、第20条、第21条、第24条、第5章、第6章(第34条第2項を除く。)、第7章、第8章、第44条、第62条第2項、第10章、第11章(第75条を除く。)、前章及び第82条の規定は、自衛官候補生の服務について準用する。

第14章 雑則

(陸上幕僚監部等)

第80条 陸上幕僚監部、方面総監部、師団司令部、旅団司令部、中央即応集団司令部、団本部及び機関(第1条の共同の機関を含む。)に対するこの訓令の適用について必要な事項は、陸上幕僚長が定める。

(演習行動等の場合)

第81条 部隊が長期の演習又は行動等のため、駐屯地外の場所に駐屯している場合においては、その場所を必要により駐屯地に準ずるものとして、この訓令を準用することができる。

(委任)

第82条 この訓令の実施に関し必要な事項は、陸上幕僚長が定める。

(海上幕僚長及び航空幕僚長との協議)

第83条 この訓令に基づいて陸上幕僚長が定めをする場合において、それが第1条に規定する共同の機関についてのみ適用されるものであるときは、陸上幕僚長は、あらかじめ海上幕僚長及び航空幕僚長と協議しなければならない。

附 則

1 この訓令は、昭和34年12月1日から施行する。

2 保安官の勤務時間、休暇及び外出に関する訓令(昭和28年保安隊訓令第18号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (昭和35年1月11日陸上自衛隊訓令第7号)

この訓令は、昭和35年1月14日から施行する。

附 則（昭和36年5月25日防衛庁訓令第28号）

この訓令は、昭和36年5月25日から施行する。

附 則（昭和36年10月13日陸上自衛隊訓令第21号）

1 この訓令は、昭和37年1月18日から施行する。

2 この訓令の施行の日から自衛隊法の一部を改正する法律（昭和36年法律第126号）附則第1項の指定日までの間は、同法附則第2項前段の規定によりなお存続する管区隊又は混成団については、この訓令による改正前の陸上自衛隊訓令の規定は、なおその効力を有する。

附 則（昭和37年3月22日陸上自衛隊訓令第3号）

この訓令は、昭和37年4月1日から施行する。

附 則（昭和40年4月26日防衛庁訓令第18号）（抄）

1 この訓令は、昭和40年3月26日から施行する。

附 則（昭和45年6月18日防衛庁訓令第26号）（抄）

1 この訓令は、昭和45年6月22日から施行する。

附 則（昭和55年12月5日防衛庁訓令第40号）（抄）

1 この訓令は、昭和55年12月5日から施行する。

附 則（昭和57年4月30日防衛庁訓令第19号）

この訓令は、昭和57年4月30日から施行する。

附 則（平成4年4月21日防衛庁訓令第42号）

この訓令は、平成4年5月1日から施行する。

附 則（平成6年9月1日防衛庁訓令第45号）

この訓令は、平成6年9月1日から施行する。

附 則（平成10年3月25日防衛庁訓令第12号）

1 この訓令は、平成10年3月26日から施行する。

附 則（平成11年3月29日陸上自衛隊訓令第9号）

この訓令は、平成11年3月29日から施行する。

附 則（平成13年11月2日防衛庁訓令第76号）

この訓令は、平成13年11月2日から施行する。

附 則（平成17年2月25日陸上自衛隊訓令第6号）

この訓令は、平成17年2月28日から施行する。

附 則（平成19年1月5日防衛庁訓令第1号）（抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成19年3月27日防衛省訓令第10号）

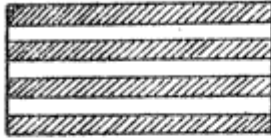
この訓令は、平成19年3月28日から施行する。

附 則（平成22年6月30日防衛省訓令第29号）（抄）

この訓令は、平成22年7月1日から施行する。

当直勤務腕章

駐屯地当直司令



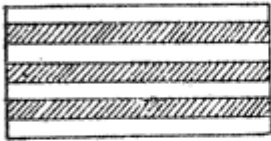
駐屯地当直副官



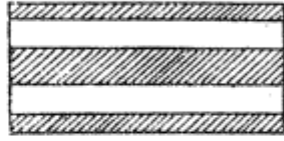
部隊当直司令



部隊当直副官



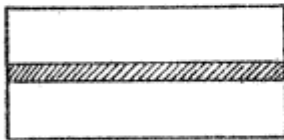
当直幹部



当直陸曹



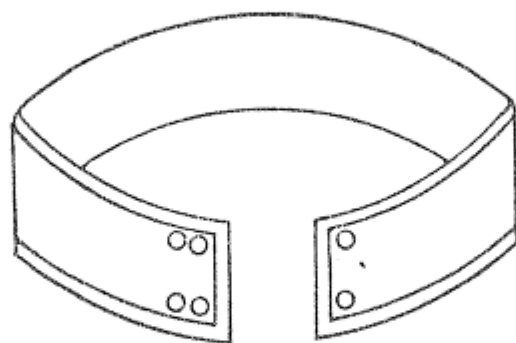
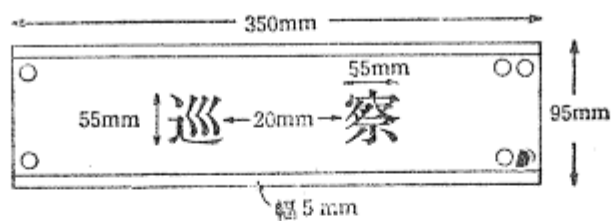
当直士長(当直伝令)



備考：

- 1 大きさは、幅95mm、長さ350mmとする。
- 2 駐屯地当直司令、駐屯地当直副官及び駐屯地当直伝令の腕章は、青の布地に赤帯（図の斜線の部分）を入れるものとする。
- 3 前項以外の腕章は、白の布地に赤帯（図の斜線の部分）を入れるものとする。
- 4 赤帯は、幅15mmとする。ただし、当直幹部の中央の赤帯は、幅20mmとする。

營 外 巡 察 腕 章



備考：

- 1 布地は濃紺とする。
- 2 上下は、幅 5 mm の白帯とする。
- 3 腕章の両端をはと目とする。
- 4 布地の中央に55mm 平方の大きさの白色布地による巡察の文字を縫いつける。